

別表第3 事業所内保育事業(定員20人以上)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児	150,820	(223,090)	134,510	(206,780)	⑥×84/100
			乳児	223,090		206,780		
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児	134,530	(206,800)	122,300	(194,570)	
			乳児	206,800		194,570		
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児	130,020	(202,290)	120,240	(192,510)	
			乳児	202,290		192,510		
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児	122,060	(194,330)	113,910	(186,180)	
			乳児	194,330		186,180		
	61人から	3号	1、2歳児	116,450	(188,720)	109,460	(181,730)	
			乳児	188,720		181,730		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I						
				保育標準時間認定			保育短時間認定			
				(注) ⑧			(注) ⑧			
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	+	1,380	(2,110)	×加算率	1,220	(1,950)	×加算率
			乳児	+	2,110 ×加算率			1,950	×加算率	
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	+	1,220	(1,950)	×加算率	1,100	(1,830)	×加算率
			乳児	+	1,950 ×加算率			1,830	×加算率	
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	+	1,180	(1,910)	×加算率	1,080	(1,810)	×加算率
			乳児	+	1,910 ×加算率			1,810	×加算率	
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	+	1,100	(1,830)	×加算率	1,020	(1,750)	×加算率
			乳児	+	1,830 ×加算率			1,750	×加算率	
	61人 から	3号	1、2歳児	+	1,040	(1,770)	×加算率	970	(1,700)	×加算率
			乳児	+	1,770 ×加算率			1,700	×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算					
				処遇改善等加算 I ⑩					
				(注)		(注)			
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	+	145,130	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	+	145,130	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	+	145,130	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	+	145,130	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	61人 から	3号	1、2歳児	+	145,130	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児 乳児
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児 乳児
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児 乳児
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児 乳児
	61人から	3号	1、2歳児 乳児

休日保育加算 ⑪		
処遇改善等 加算 I		
休日保育の年間延べ利用子ども数		
～ 210人	250,500	2,500 × 加算率
211人～ 279人	268,200	2,680 × 加算率
280人～ 349人	303,800	3,030 × 加算率
350人～ 419人	339,400	3,390 × 加算率
420人～ 489人	375,000	3,750 × 加算率
490人～ 559人	410,600	4,100 × 加算率
560人～ 629人	446,200	4,460 × 加算率
630人～ 699人	481,700	4,810 × 加算率
700人～ 769人	517,300	5,170 × 加算率
770人～ 839人	552,900	5,520 × 加算率
840人～ 909人	588,500	5,880 × 加算率
910人～ 979人	624,100	6,240 × 加算率
980人～ 1,049人	659,700	6,590 × 加算率
1,050人～	695,200	6,950 × 加算率

夜間保育加算 ⑫	
処遇改善等 加算 I	
+	20,920 + 150 × 加算率
+	16,970 + 110 × 加算率
+	14,600 + 90 × 加算率
+	13,020 + 70 × 加算率
+	11,900 + 60 × 加算率

+

+

÷

各月初日の
利用子ども数

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設 を設定し ない場合 ⑮	食事の提供につい て自園調理又は連 携施設等からの搬 入以外の方法によ る場合 ⑯			
				加算額		加算額							
				標	準	標	準	都			市	部	
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳						
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	5,200	5,800	+	a地域 10,600 b地域 5,800 c地域 5,100 d地域 4,500	11,800 6,500 5,600 5,000	-	820	-	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 12/100
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	4,600	5,000	+	a地域 9,400 b地域 5,200 c地域 4,500 d地域 4,000	10,500 5,700 5,000 4,500	-	610	-	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 11/100
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	4,200	4,600	+	a地域 8,400 b地域 4,600 c地域 4,000 d地域 3,600	9,400 5,100 4,500 4,000	-	490	-	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 15/100
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	3,500	3,800	+	a地域 7,100 b地域 3,900 c地域 3,400 d地域 3,000	7,900 4,300 3,800 3,400	-	410	-	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 14/100
	61人 から	3号	1、2歳児 乳児	+	3,000	3,300	+	a地域 6,100 b地域 3,300 c地域 2,900 d地域 2,600	6,800 3,700 3,200 2,900	-	350	-	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 13/100

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を設置していない場合 ⑰		土曜日に閉所する場合 ⑱			
				処遇改善等 加算1		月に1日土曜日を 閉所する場合	月に2日土曜日を 閉所する場合	月に3日以上土曜日を 閉所する場合	全ての土曜日を閉 所する場合
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児 乳児	16,660	+ 160×加算率	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 1$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 3$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 4$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 6$
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児 乳児	12,500	+ 120×加算率	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 1$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 3$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 4$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 6$
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児 乳児	10,000	+ 100×加算率	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 2$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 3$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 5$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 6$
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児 乳児	8,330	+ 80×加算率	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 2$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 3$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 5$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 6$
	61人 から	3号	1、2歳児 乳児	7,140	+ 70×加算率	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 2$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 3$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 5$	$\frac{((6)+(7)+(8)+(10)+(12))}{100} \times 6$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児 乳児	(⑥～⑱) × 91/100
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児 乳児	(⑥～⑱) × 98/100
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児 乳児	(⑥～⑱) × 95/100
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児 乳児	(⑥～⑱) × 96/100
	61人から	3号	1、2歳児 乳児	(⑥～⑱) × 96/100

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
冷暖房費加算	㉑	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,780</td> <td>4 級 地</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,580</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,560</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,780	4 級 地	1,230	2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,560			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1級地から4級地以外の地域
1 級 地	1,780	4 級 地	1,230												
2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,560														
除雪費加算	㉒	6,090	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉓	152,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉔	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉕	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 76,960</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td></td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数												
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整